

審査基準整理票

処 分 名	市場施設の原状変更の承認		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第61条第1項ただし書	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>審査基準は、市場施設の原状変更の内容が以下に該当していることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 変更する市場施設の用途に適合したものであること。 (2) 建築基準法、消防法等に定める基準を満たす適法なものであること。 (3) 市場の他の施設又は設備に影響を与えないこと。 (4) 市場の施設の管理に支障をきたさないこと。 (5) 他の市場入場事業者の業務に影響を与えないこと。 (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。 (7) その他、市場の維持管理に支障が生じないと判断した場合 <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>(原状変更の禁止)</p> <p>第61条 市場施設使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、市場施設使用者が前項ただし書の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、当該市場施設使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代る費用の弁償を命ずることができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。